

特定秘密保護法の慎重・適正な運用を求める意見書

外交、防衛等、国の存立に関わる外部からの侵略、威嚇等に対して国家及び国民の安全を保障するため重要な情報の秘密の保護自体は当然あるべきであります。

しかし、国連の人権高等弁務官が「表現の自由への適切な保護規定を設けず法整備を急ぐべきではない」と懸念を表明した中、秘密の範囲、第三者機関の関与等をどうするか議論が不十分のまま特定秘密保護法が成立しました。

学者や芸術家、言論界など多方面に広がる反対の声と、世代を超えて多くの国民が、その法運用に不安を強く抱いているのが現実であります。

よって、国においては法律の施行日までに下記事項を早急に実現し、国民の「表現の自由」と「知る権利」が保護され、国民主権が空洞化されることのないよう強く要望いたします。

記

1 特定秘密保護法の慎重・適正な運用をすること

- (1) 「情報保全諮問会議・保全監視委員会・情報保全監察室」等、「秘密の範囲、第三者機関の関与」を国民の理解がしっかり得られる形にすること。
- (2) 「独立公文書管理監」については、国民主権原理の姿勢を貫くこと。
- (3) 前2項目を早急に実現し国民に分かりやすく説明し、不安解消に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年12月20日

伊 那 市 議 会